

十日町市福祉有償運送運営協議会
登録申請書類等様式集

平成 30 年 3 月

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(新規登録申請)

書類名		書類内容		提出先	
書	類	書	類	市	県
1	福祉有償運送運営協議会協議依頼書	様式1	十日町市への協議依頼書	○	×
2	自家用有償旅客運送の登録の申請	様式2-1	県への新規登録時の登録申請書(県様式)	○	○
3	運営協議会において協議が調ったことを証する書類	様式2-5	運営協議会で協議が整った際に市が交付	×	○
4	定款の写し	-	定款他法人概要に関する資料	○	○
5	登記事項証明書	-	履歴事項全部証明書でも可(内容に変更がなければいつ発行のものでも可)	○	○
6	役員名簿	-	法人名・役名・氏名・住所の記載のあるもの	○	○
7	宣誓書	様式3	道路運送法第79条の4第1～4号(欠格事由)に該当しない旨を証する書類(県様式)	○	○
8	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿等	様式4	運転者就任承諾書を兼ねた運転者名簿(県様式)	○	○
9	運転者名簿(協議会提出用)	様式4-2	運営協議会提出用の運転者名簿(個人情報削除)	○	×
10	免許証の写し	-	免許証の写し	○	○
11	国土交通大臣認定講習修了証等	-	省令第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	○
12	国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)	-	省令第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類	○	○
13	運行管理の責任者就任承諾書	様式5	運行管理責任者就任の承諾書(県様式)	○	○
14	運行管理責任者の要件を満たす書類(5両以上の車両を配置する事務所)	-	運行管理者資格証の写し又は省令第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	○
15	運行管理の体制等を記載した書類	様式6	運行管理・整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制を記載した書面(県様式)	○	○
16	宣誓書	様式7	速やかに損害を賠償するための措置を講ずることを誓約する書類(県様式)	○	○
17	損害賠償保険の保険証券の写し又はそのことを証する書類	-	加入する損害賠償保険の保険証券の写し又はその措置を講じていることを証する書類	○	○
18	自動車登録簿	様式10	使用する自動車の登録簿(一覧、詳細)	○	×
19	自動車検査証の写し	-	自動車検査証の写し	○	○
20	福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書	様式11	持込車両に係る契約書	○	○
21	旅客の名簿	様式12	運送しようとする利用会員の名簿(参考様式)	○	○
22	旅客の名簿(協議会提出用)	様式12-2	運営協議会提出用(様式12から個人情報削除)	○	×
23	身体状況等、態様ごとの会員数	様式12-3	利用会員数を状態ごとに整理した表	○	×
24	個人情報閲覧同意書	様式13	利用会員の確認のため、市所有の福祉関係情報を閲覧することにご同意する書類	○	×
25	利用料金一覧	様式14	旅客から收受する対価を記載(県へは様式2-5に添付)	○	○

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(更新登録申請)

書類名		書類内容		提出先	
書	類	書	類	市	県
1	福祉有償運送運営協議会協議依頼書	様式1	十日町市への協議依頼書	○	×
2	自家用有償旅客運送の登録の申請	様式2-2	県への更新登録時の登録申請書(県様式)	○	○
3	運営協議会において協議が調ったことを証する書類	様式2-5	運営協議会で協議が整った際に市が交付	×	○
4	定款の写し	-	定款他法人概要に関する資料	○	○
5	登記事項証明書	-	履歴事項全部証明書でも可(内容に変更がなければいつ発行のものでも可)	○	○
6	役員名簿	-	法人名・役名・氏名・住所の記載のあるもの	○	○
7	宣誓書	様式3	道路運送法第79条の4第1～4号(欠格事由)に該当しない旨を証する書類(県様式)	○	○
8	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿等	様式4	運転者就任承諾書を兼ねた運転者名簿(県様式)	○	○
9	運転者名簿(協議会提出用)	様式4-2	運営協議会提出用の運転者名簿(個人情報削除)	○	×
10	免許証の写し	-	免許証の写し	○	○
11	国土交通大臣認定講習修了証等	-	省令第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	○
12	国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)	-	省令第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類	○	○
13	運行管理の責任者就任承諾書	様式5	運行管理責任者就任の承諾書(県様式)	○	○
14	運行管理責任者の要件を満たす書類(5両以上の車両を配置する事務所)	-	運行管理者資格証の写し又は省令第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	○
15	運行管理の体制等を記載した書類	様式6	運行管理・整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制を記載した書面(県様式)	○	○
16	宣誓書	様式7	速やかに損害を賠償するための措置を講ずることを誓約する書類(県様式)	○	○
17	損害賠償保険の保険証券の写し又はそのことを証する書類	-	加入する損害賠償保険の保険証券の写し又はその措置を講じていることを証する書類	○	○
18	自動車登録簿	様式10	使用する自動車の登録簿(一覧、詳細)	○	×
19	自動車検査証の写し	-	自動車検査証の写し	○	○
20	福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書	様式11	持込車両に係る契約書	○	○
21	旅客の名簿	様式12	運送しようとする利用会員の名簿(参考様式)	○	○
22	旅客の名簿(協議会提出用)	様式12-2	運営協議会提出用(様式12から個人情報削除)	○	×
23	身体状況等、態様ごとの会員数	様式12-3	利用会員数を状態ごとに整理した表	○	×
24	個人情報閲覧同意書	様式13	利用会員の確認のため、市所有の福祉関係情報を閲覧することにご同意する書類	○	×
25	利用料金一覧	様式14	旅客から收受する対価を記載(県へは様式2-5に添付)	○	○
26	自家用有償旅客運送者登録証	様式8	すでに交付されている登録証(原本を県へ提出)	×	○

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(変更登録)

登録を受けている団体が、運送区域に十日町市を追加する場合

△は、変更が必要ない場合に提出

書 類 名		書 類 内 容		市	県
1	福祉有償運送運営協議会協議依頼書	様式1	十日町市への協議依頼書	○	×
2	自家用有償旅客運送の登録の申請	様式2-3	県への変更登録時の登録申請書(県様式)	○	○
3	運営協議会において協議が調ったことを証する書類	様式2-5	運営協議会で協議が整った際に市が交付	×	○
4	定款の写し	-	定款他法人概要に関する資料	○	△
5	登記事項証明書	-	履歴事項全部証明書でも可	○	△
6	役員名簿	-	法人名・役名・氏名・住所の記載のあるもの	○	△
7	宣誓書	様式3	道路運送法第79条の4第1～4号(欠格事由)に該当しない旨を証する書類(県様式)	○	△
8	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿等	様式4	運転者就任承諾書を兼ねた運転者名簿(県様式)	○	△
9	運転者名簿(協議会提出用)	様式4-2	運営協議会提出用の運転者名簿(個人情報削除)	○	×
10	免許証の写し	-	免許証の写し	○	△
11	国土交通大臣認定講習修了証等	-	省令第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	△
12	国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)	-	省令第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類	○	△
13	運行管理の責任者就任承諾書	様式5	運行管理責任者就任の承諾書(県様式)	○	△
14	運行管理責任者の要件を満たす書類(5両以上の車両を配置する事務所)	-	運行管理者資格証の写し又は省令第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	○	△
15	運行管理の体制等を記載した書類	様式6	運行管理・整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制を記載した書面(県様式)	○	△
16	宣誓書	様式7	速やかに損害を賠償するための措置を講ずることを誓約する書類(県様式)	○	△
17	損害賠償保険の保険証券の写し又はそのことを証する書類	-	加入する損害賠償保険の保険証券の写し又はその措置を講じていることを証する書類	○	△
18	自動車登録簿	様式10	使用する自動車の登録簿(一覧、詳細)	○	×
19	自動車検査証の写し	-	自動車検査証の写し	○	△
20	福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書	様式11	持込車両に係る契約書	○	△
21	旅客の名簿	様式12	運送しようとする利用会員の名簿(参考様式)	○	○
22	旅客の名簿(協議会提出用)	様式12-2	運営協議会提出用(様式12から個人情報削除)	○	×
23	身体状況等、態様ごとの会員数	様式12-3	利用会員数を状態ごとに整理した表	○	×
24	個人情報閲覧同意書	様式13	利用会員の確認のため、市所有の福祉関係情報を閲覧することに同意する書類	○	×
25	利用料金一覧	様式14	旅客から收受する対価を記載(県へは様式2-5に添付)	○	○
26	自家用有償旅客運送者登録証	様式8	すでに交付されている登録証(原本を県へ提出)	×	○

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(登録事項変更届出)

△は、変更が必要なる場合に提出

書類名		書類内容		提出先	
書	類	書	類	市	県
1	登録事項変更届報告書	様式1-3	十日町市への報告書	○	×
2	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書	様式2-4	県への変更届出書(県様式)	○	○
3	定款の写し	-	定款他法人概要に関する資料	△	×
4	登記事項証明書	-	履歴事項全部証明書でも可(内容に変更がなければいつ発行のものでも可)	△	△
5	役員名簿	-	法人名・役名・氏名・住所の記載のあるもの	△	×
6	宣誓書	様式3	道路運送法第79条の4第1～4号(欠格事由)に該当しない旨を証する書類(県様式)	△	×
7	運行管理の責任者就任承諾書	様式5	運行管理責任者就任の承諾書(県様式)(事務所新設)	△	×
8	運行管理責任者の要件を満たす書類(5両以上の車両を配置する事務所)	-	運行管理者資格証の写し又は省令第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類	△	×
9	運行管理の体制等を記載した書類	様式6	運行管理・整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情処理体制を記載した書面(県様式)(事務所新設)	△	×
10	宣誓書	様式7	速やかに損害を賠償するための措置を講ずることを誓約する書類(県様式)	△	×
11	損害賠償保険の保険証券の写し又はそのことを証する書類	-	加入する損害賠償保険の保険証券の写し又はその措置を講じていることを証する書類	△	×
12	自動車登録簿	様式10	使用する自動車の登録簿(一覧、詳細)	△	×
13	自動車検査証の写し	-	自動車検査証の写し	△	×
14	福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書	様式11	持込車両に係る契約書	△	×
15	旅客の名簿	様式12	運送しようとする利用会員の名簿(参考様式) (旅客の範囲変更の場合)	△	△
16	旅客の名簿(協議会提出用)	様式12-2	運営協議会提出用(様式12から個人情報削除)	△	×
17	身体状況等、態様ごとの会員数	様式12-3	利用会員数を状態ごとに整理した表	○	×
18	個人情報閲覧同意書	様式13	利用会員の確認のため、市所有の福祉関係情報を閲覧することに同意する書類	○	×

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(実績報告)

△は、変更が必要なる場合に提出

	書類名		書類内容		提出先	
	書類名	書類内容	市	県	市	県
1	実績報告書	様式15	○	×	○	×
2	自家用有償旅客運送実績報告書	第6号様	○	○	○	○
3	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿等	様式4	△	×	△	×
4	運転者名簿(個人情報削除版)	様式4-2	△	×	△	×
5	免許証の写し	-	△	×	△	×
6	国土交通大臣認定講習修了証等	-	△	×	△	×
7	国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)	-	△	×	△	×
8	運行管理の責任者就任承諾書	様式5	△	×	△	×
9	運行管理責任者の要件を満たす書類(5両以上の車両を配置する事務所)	-	△	×	△	×
10	運行管理の体制等を記載した書類	様式6	△	×	△	×
11	旅客の名簿	様式12	△	×	△	×
12	旅客の名簿(協議会提出用)	様式12-2	△	×	△	×
13	身体状況等、態様ごとの会員数	様式12-3	△	×	△	×
14	個人情報閲覧同意書	様式13	△	×	△	×

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

十日町市福祉有償運送運営協議会 協議申請等書類一覧(その他)

旅客から収受する対価を変更しようとするとき

書 類 名	書 類 内 容	提出先
市	県	市
1 福祉有償運送運営協議会協議依頼書(対価の変更)	十日町市への協議依頼書	○ ×
2 利用料金一覧	旅客から収受する対価を記載	○ ×

福祉有償運送を廃止しようとするとき

書 類 名	書 類 内 容	提出先
市	県	市
1 廃止届出報告書	十日町市への報告書	○ ×
2 自家用有償旅客運送廃止届出書	県への廃止届出書(県様式)	○ ○

事故・苦情の報告(該当があったら速やかに)

書 類 名	書 類 内 容	提出先
市	県	市
1 重大な事故の速報	24時間以内(電話、FAX、メール)	○ ○
2 自動車事故報告書	自動車事故報告規則による報告。事故日から30日以内	○ ○
3 苦情処理簿	利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び実施主体では対応困難なもの。(国交省参考様式)	○ ×

運行管理に関する書類(運営協議会の求めに応じて提出)

書 類 名	書 類 内 容	提出先
市	県	市
1 安全な運転のための確認表	運転者に対して行う確認、指示の記録を記載する書面(国交省参考様式)	○ ×
2 乗務記録	日常的な運行に関する記録を記入するものです。(国交省参考様式 NPO用)	○ ×
3 運転者台帳	運転者の詳細を記載した台帳(国交省参考様式 福祉系用)	○ ×
4 運転者証	自家用有償旅客運送の運転者であることを証する書面(国交省参考様式 福祉系用)	○ ×
5 事故の記録	自己の状況・原因・再発防止等を記入するものです。(国交省参考様式)	○ ×
6 自家用乗用自動車等の日常点検基準	実施主体においては、本様式を参考に運行開始前の日常点検を実施してください。	○ ×
7 運行管理マニュアル	実施主体においては、運行管理マニュアルを作成し、運行管理してください。	○ ×

※十日町市に提出する書類は、県に提出する書類の複写とする。

太線内チェックをして提出

様式第 1 号

年 月 日

十日町市長 様

実施法人名

㊟

福祉有償運送運営協議会協議依頼書

次のとおり、福祉有償運送の登録の申請をしたいので、十日町市福祉有償運送運営協議会での協議を依頼します。

1 運送主体

住所

法人名

代表者

電話番号

2 登録申請の種類 新規 更新 変更

3 添付書類 自家用有償旅客運送の登録申請に係る書類一式他、書類一覧のとおり

【問い合わせ先】

担当者:

住 所:

電 話:

FAX:

E-mail:

様式第1-2号

年 月 日

十日町市長 様

実施法人名

㊟

福祉有償運送運営協議会協議依頼書(対価の変更)

次のとおり、福祉有償運送の旅客から収受する対価の変更をしたいので、十日町市福祉有償運送運営協議会での協議を依頼します。

1 運送主体

住所

法人名

代表者

電話番号

2 添付書類 利用料金一覧

【問い合わせ先】

担当者:

住所:

電話:

FAX:

E-mail:

様式第1-3号

年 月 日

十日町市長 様

実施法人名

㊟

登録事項変更届報告書

福祉有償運送の登録事項について変更があり、添付書類のとおり登録事項変更届出書を新潟県に提出しましたので報告します。

1 運送主体

住所

法人名

代表者

電話番号

2 添付書類 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書他、書類一覧のとおり

【問い合わせ先】

担当者:

住 所:

電 話:

FAX:

E-mail:

様式第1-4号

年 月 日

十日町市長 様

実施法人名

㊟

廃止届出報告書

福祉有償運送を廃止し、添付書類のとおり廃止届出書を新潟県に提出しましたので報告します。

1 運送主体

住所

法人名

代表者

電話番号

2 添付書類 自家用有償旅客運送廃止届出書

【問い合わせ先】

担当者:

住所:

電話:

FAX:

E-mail:

年 月 日

新潟県知事様

名称
住所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称、住所、代表者の氏名

2 自家用有償旅客運送の種別

3 運送の区域

区域	備考

4 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置

5 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償輸送	
福祉 有償 運送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

証紙貼付用紙（新規登録用）

自家用有償旅客運送者登録申請手数料

申請書

新潟県収入証紙貼付欄

はがれないようにしっかりと糊付けして、貼り付けてください。

（金額： 15,000 円 ）

年 月 日

新潟県知事様

名称
住所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称、住所、代表者の氏名

2 登録番号

3 自家用有償旅客運送の種別

4 運送の区域

運送の区域	備 考

5 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

7 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償輸送		
福祉 有償 運送		イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

年 月 日

新潟県知事様

名称
住所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称、住所、代表者の氏名

2 登録番号

3 自家用有償旅客運送の種別

4 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5 変更予定期日

年 月 日

証紙貼付用紙（変更登録用）

自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料

申請書

新潟県収入証紙貼付欄

はがれないようにしっかりと糊付けして、貼り付けてください。

（金額： 3,000 円 ）

年 月 日

新潟県知事様

名称
住所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

- 1 名称、住所、代表者の氏名
- 2 登録番号
- 3 自家用有償運送の種別
- 4 軽微な事項の変更

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称又は位置

事務所	新	旧
名称		
位置		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
新		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()
旧		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称		所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送

新	旧

福祉有償運送

		新	旧
福 祉	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	その他		

行うものに○を付すものとする。

5 変更をした日

年 月 日

年 月 日

申請者 ○○○○ 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1 自家用有償旅客運送の種別

- 2 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)

(対象市町村)

- 3 運営協議会にて合意に至った年月日

- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

- 5 合意の内容
 - (1) 運送の区域

 - (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

- 6 その他特記事項

年 月 日

〇〇市運営協議会 主宰者 〇〇市長 印

新潟県知事様

宣誓書

当法人における役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者に係る就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が、自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、市町村福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が、自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

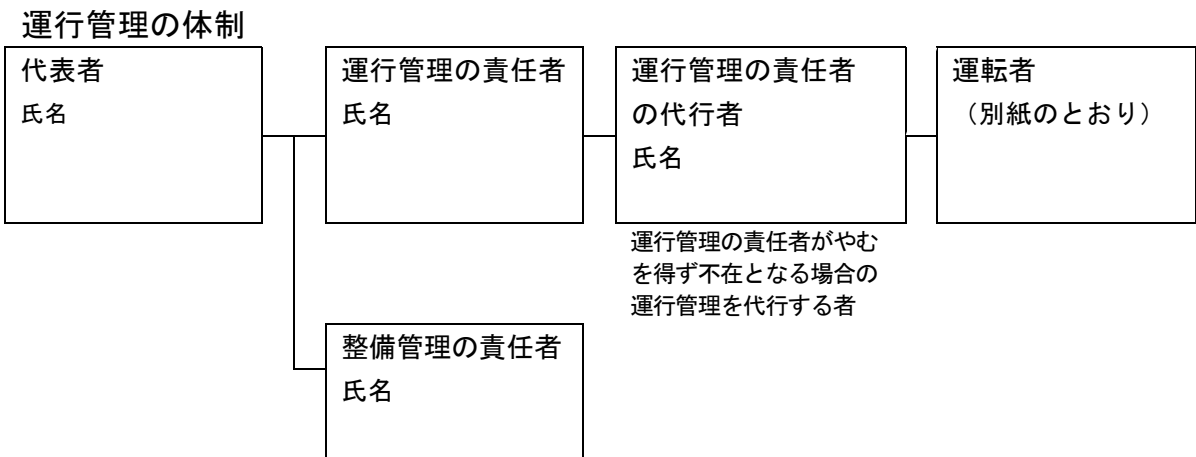
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

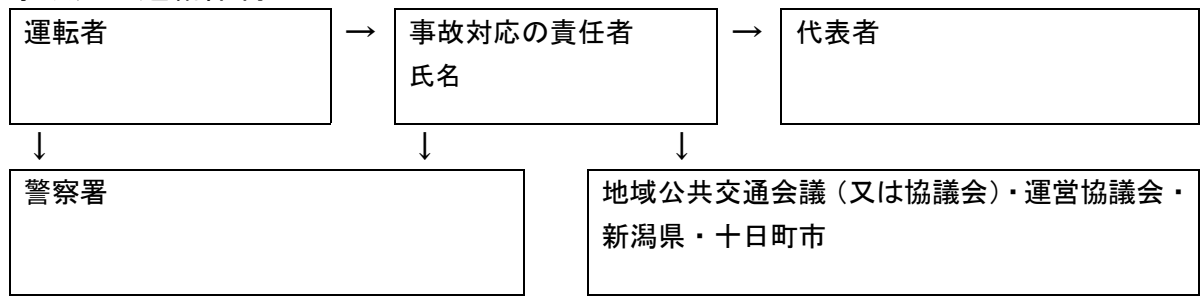
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1		
2		
3		

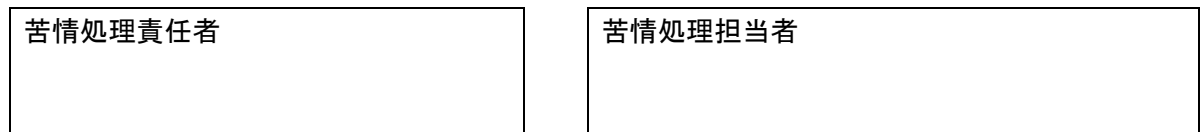
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2 事故処理連絡体制



3 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第7号

新潟県知事様

宣誓書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する

記

- 1 登録番号
- 2 登録の有効期間
- 3 名称、住所、代表者の氏名
- 4 自家用有償旅客運送の種別
- 5 路線又は運送の区域
- 6 登録に付す条件

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○

様

登録拒否理由通知書

年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により登録を拒否したので通知する。

記

1 登録を拒否した事項

2 登録の拒否を行った理由

(文 例)

- ・ 道路運送法第79条の4第1項第1号(第2号、第3号、第4号)に掲げる欠格事由に該当するため。
- ・ 道路運送法施行規則第9条第2項に規定する協議会又は第9条の2に規定する地域公共交通会議において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号の合意が得られていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号に該当すると認められるため。
- ・ 自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の16に定める必要な要件を備える運転者及び乗務員の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の17に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の21に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の22に規定する旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○

申請者 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1 自家用有償旅客運送の種別 福祉有償運送
- 2 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称) 十日町市福祉有償運送運営協議会
(対象市町村) 十日町市
- 3 運営協議会にて合意に至った年月日 年 月 日
- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名称)
(住所)
(代表者の氏名)
- 5 合意の内容
(1) 運送の区域 十日町市

(2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)
6. その他特記事項

年 月 日
十日町市福祉有償運送運営協議会 主宰者 十日町市長 印

【問い合わせ先】

十日町市市民福祉部福祉課福祉支援係
担当;

948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

TEL:025-757-9739

e-mail:t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp

十福第 号
平成 年 月 日

申請者

様

十日町市福祉有償運送運営協議会 主宰者
十日町市長 印

運営協議会における協議結果について(通知)

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至らず、協議が調いませんでした。

なお、別紙のとおり意見が付されましたので、補正のうえ、改めて当運営協議会に対する協議の申請をお願いします。

記

運営協議会開催年月日

年 月 日

【問い合わせ先】

十日町市市民福祉部福祉課福祉支援係
担当;

948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

TEL:025-757-9739

e-mail:t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp

自動車登録簿

備考欄に AT/MT の別を入れてください。また、この吹き出しは消してください。

1 使用車両一覧

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	使用者	運転者	備考
長岡 500 あ 0000	ニッサン	GE- AB000	12 年	5	普通乗用 自動車	NPO 法人 〇〇〇	全員	AT

※ 自動車の種類欄は次の記載例によること

(記載例) 普通乗用自動車, 普通乗用自動車, 軽乗用自動車, 軽乗用自動車

登録年月日は車検証を参照のうえ、記載例のように登録(交付)年月日と、カッコ書きで初度登録(検査)年月を入れてください。

2 使用車両の詳細 (車両) No

車両の名称	
自動車登録番号	長岡
登録年月日	平成 26 年 7 月 4 日 (初度登録年月 平成 22 年 1 月)
種別	
用途	
車体の形状	
寸法	長さ cm 幅 cm 高さ cm
乗車定員	人
設備	
使用者	(運転会員:)
損害賠償保険	
その他	

(車両) No.

車両の名称				
自動車登録番号	長岡	型式		
登録年月日	平成 年 月 日(初度登録年月; 年 月)			
種別				
用途				
車体の形状				
寸法	長さ	cm 幅	cm 高さ	cm
乗車定員	人			
設備				
使用者	(運転会員:)			
損害賠償保険				
その他				

(車両) No.

車両の名称				
自動車登録番号	長岡	型式		
登録年月日	平成 年 月 日(初度登録年月; 年 月)			
種別				
用途				
車体の形状				
寸法	長さ	cm 幅	cm 高さ	cm
乗車定員	人			
設備				
使用者	(運転会員:)			
損害賠償保険				
その他				

様式第 11 号

福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書(例)

〇〇法人〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）は、運転会員またはその家族が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転会員との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この契約は、〇〇が行う有償運送事業について、運転会員またはその家族が所有する次の自家用自動車の提供及び使用に関して必要な事項を定める。

（1）平成□□年式 ×××（車両登録番号 長岡△△△さ 1 2 - 3 4） 1 台

（目的）

第 2 条 運転会員は、〇〇が行う有償運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、自己またはその家族の所有する自家用自動車を提供する。

（用語の定義）

第 3 条 この契約書における用語の定義は次のとおりとする。

（1）運転会員：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供して〇〇の運転者として登録する者

（2）利用会員：道路運送法第 7 8 条第 2 号で定める移動制約者であって、〇〇の利用会員として登録する者

（事故等の対応）

第 4 条 〇〇は、運転会員の提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、責任を負うものとする。

2 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険及び傷害保険を利用する。

3 〇〇は、提供車両が、福祉有償運送の際の事故を対象とする対人●●●、対物●●●以上の任意保険もしくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していることを確認したうえで使用するものとする。

（使用期間）

第 5 条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 2 年間とする。

2 使用期間中であっても、運転会員及び〇〇の都合により契約の解約が必要な場合はこの限りではない。

3 解約の申し出は、解約する日の 1 ヶ月以上前とする。

(その他)

第6条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、運転会員と〇〇が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

〇〇〇〇

住所

名称 〇〇法人〇〇〇〇

理事長

印

運転会員 住所

氏名

印

(使用する車両の所有者が、運転会員の家族である場合、以下に記載)

車両所有者 住所

氏名

印

身体状況等、態様ごとの会員数

福祉有償旅客運送者の名称

身体障害者		人 数	その他の障害を有する者	
6 級			知 的 障 害 者	人 数
5 級				療育手帳A
4 級				療育手帳B
3 級				
2 級				
1 級				
合 計			精 神 障 害 者	人 数
要支援認定者		人 数		3 級
要 支 援 1				2 級
要 支 援 2				1 級
合 計				診 断 書
要介護認定者		人 数	そ の 他	
要 介 護 1				肢 体 不 自 由 者
要 介 護 2				内 部 障 害
要 介 護 3				そ の 他
要 介 護 4				
要 介 護 5				
合 計			合 計	
総 合 計				

十日町市長 様

個人情報閲覧同意書

<法人(団体)名>

住 所

法人(団体)名

<会 員>

住 所

氏 名

印

上記法人(団体)の会員である私は、上記法人(団体)が十日町市福祉有償運送運営協議会に、道路運送法に基づく福祉有償運送に係る申請等に伴い私を含む旅客名簿を提出するに当たり、下記により、私の福祉関係情報を閲覧することに同意します。

記

1 閲覧の目的

十日町市福祉有償運送運営協議会において、道路運送法に基づく福祉有償運送に係る確認を行うため

2 閲覧者

十日町市福祉有償運送運営協議会長、協議会委員及び市職員

3 閲覧に当たっての条件

閲覧終了後は、確実に回収した上で、厳重に保管又は確実に廃棄するなど、他の者の目に触れないよう万全の配慮をすること。

4 同意の期限 福祉有償運送の利用会員を退会するまで

様式第 14 号

利用料金一覧

● 運送の対価 (距離制、時間制、定額制)

・ 走行1キロあたり 円

料金表

乗車距離	〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇	
	運賃(円/km)	合 計
2km	円	円
3km	円	円
5km	円	円
10km	円	円
20km	円	円

● 運送の対価以外の対価

様式第 15 号

年 月 日

十日町市長 様

実施法人名

㊟

実績報告書

福祉有償運送にかかる 年4月から 年3月の実績等について、添付書類のとおり報告します。

1 運送主体

住所

法人名

代表者

電話番号

2 添付書類 新潟県への自家用有償旅客運送輸送実績報告書他、書類一覧のとおり

【問い合わせ先】

担当者:

住所:

電話:

FAX:

E-mail:

種別	市町村	公共交通空白地	福祉
----	-----	---------	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（ 年度）

新潟県知事 様

住 所
 運送者名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電話番号

概況（平成 年 月 日現在）

	管 轄 区 域 内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車(両)	() ()	()
	車いす車(両)	() ()	()
	兼用車(両)	() ()	()
	回転シート車(両)	() ()	()
	セダン等(両)	() ()	()
	バス(両)		
	計(両)	() ()	()
路線(キロメートル)又は運送の区域			
運送する旅客の範囲及び数			

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員(人)又は運送回数(回)			
運送収入(千円)			

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管 轄 区 域 内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考
- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
 - 2 管轄区域内の欄については、運輸監視部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監視部又は運輸支局の管轄区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
 - 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
 - 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
 - 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
 - 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
 - 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 - 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

年 月 日

新 潟 県 知 事 様

名 称
住 所
代表者

印

自家用有償旅客運送廃止届出書

このたび、自家用有償旅客運送を廃止したので、道路運送法第79条の11の規定に基づき、下記のとおり届出するとともに、同法施行規則第51条の27の規定に基づき、登録証を返納いたします。

記

- 1 名称、住所、代表者の氏名
名 称
住 所
代表者
- 2 登録番号
第 号
- 3 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
- 4 廃止日
年 月 日
- 5 廃止する理由

事故の種別	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	☆ 危険認知時の速度	km/h																																																							
	☆ 発生順																☆ 危険認知時の距離	m																																																							
	☆ 転落の状態	落差 m							水深 m							☆ スリップ距離	m																																																								
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触			2 側面衝突 5 物件衝突			3 追突						1 直進(加速)			2 直進(減速)		3 直進(定速)																																																						
	☆ 車名	☆ 型式		☆ 車体の形状			☆ 初度登録年又は初度検査年											当該自動車の事故時の走行等の態様			4 後退		5 追越		6 右折																																																
																		7 左折			8 駐車		9 停車		10 転回		11 合流		12 その他																																												
	事業用	1 乗合旅客		2 貸切旅客		3 乗用旅客		4 特定旅客		5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他)											1 車道			2 歩道		3 横断歩道																																															
	自家用	1 有償貸渡し(レンタカー)		2 有償旅客運送		3		その他											4 路側帯			5 路肩		6 横断歩道																																																	
	種別	1 普通		2 小型		3 その他											7 交差点			8 トンネル		9 その他		死傷事故の場合には死傷者の状態		1 左側通行		2 右側通行		3 信号無視		4 車道通行		5 歩道通行		6 横断歩道歩行		7 車の直前横断		8 斜横断		9 飛び出し		10 酩酊		11 路上作業		12 路上遊戯		13 乗降中		14 安全地帯		15 自転車運転		16 その他																	
	☆ 乗車定員	人		☆ 当時の乗車人員		人											車両の故障に起因する場合には故障箇所			1 原動機(速度抑制装置を除く)		2 速度抑制装置		3 動力伝達装置		4 車輪(タイヤを除く)		5 タイヤ		6 車軸		7 操縦装置		8 制動装置		9 緩衝装置		10 燃料装置		11 電気装置		12 車枠及び車体		13 連結装置		14 乗車装置		15 物品積載装置		16 窓ガラス		17 騒音防止装置		18 ばい煙等の発散防止装置		19 灯火装置及び指示装置		20 反射器		21 警告器		22 視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器等)		23 計器(速度計、走行距離計等)		24 消火器		25 内圧容器及びその附属装置		26 運行記録計		27 その他	
	☆ 最大積載量	kg		☆ 当時の積載量		kg											☆ 氏名			☆ 年 令		☆ 経験年数		年		才		月																																													
	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無		特殊車両通行許可			1 有		2 無		保安基準の緩和			1 有		2 無		本務・臨時の別			1 本務		2 臨時																																														
	許可等の取得状況	制限外許可		1 有		2 無		特殊車両通行許可			1 有		2 無		保安基準の緩和			1 有		2 無		☆ 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数			日		☆ 乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		時間		km																																										
	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ		4 生コンクリート			5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		7 原木、製材			8 引越		9 その他		☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数			日		乗務距離		km																																												
	積載危険物等	運搬の有		1 有		2 無		種類			1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス		4 核 5 RI 6 毒劇物 7 可燃物			☆ 品名及び積載量又は品名 () kg、l			放射能の量 () Bq		☆ エアロカードの携行状況			1 有		2 無																																											
道路の種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等ハその他)		2 その他の場所														☆ 氏名			氏名		運行管理者		資格者証番号		統括運行管理者																																															
☆ 道路の幅員	m																	☆ 死亡			人 (うち乗客)		人		☆ 再発防止対策																																																
こう配	1 平たん		2 上り		3 下り											☆ 重傷			人 (うち乗客)		人																																																				
道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り		4 交差			5 つづら折り		☆ 損害の程度			軽傷		人 (うち乗客)		人																																																						
路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結		☆ 過去3年間の事故の状況			(過去3年間の事故件数)		件		☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況			(過去3年間の違反件数)		件		☆ 過去3年間の適性診断の受診状況			(最近の受診年月日)		年 月 日		☆ 最近の健康診断の受診年月日			(最近の受診年月日)		年 月 日																																						
警戒標識の設置	1 有		2 無		☆ 当該道路の制限速度		km/h											本務・臨時の別			1 本務		2 臨時		損 害 の 程 度			1 死亡		2 重傷		3 軽傷																																									
踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他											シートベルトの着用状況			1 着用		2 非着用		3 非装備																																																		
☆ 当時の運行計画	(発地・経由地・着地)																	☆ 運行管理者			氏名		運行管理者		資格者証番号		統括運行管理者																																														
☆ 運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)																		☆ 損害の程度			死亡		人 (うち乗客)		人																																																
安全性優良事業所の認定(貨物のみ)	1 有		2 無											☆ 重傷			人 (うち乗客)		人																																																						
運送形態	1 下請運送		2 その他											☆ 軽傷			人 (うち乗客)		人																																																						
☆ 荷送人の氏名又は名称及び住所																		※事業者番号																																																							
☆ 荷受人の氏名又は名称及び住所																		※再発防止対策																																																							

(注)

(1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。

(2) ※印欄は、記入しないこと。

(3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

(4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は第12号のみに該当する場合には、記入を要しない。

(5) 時刻の記入は、24時間制によること。

(6) 「区分」の記入は、次の区分によること。

1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。

2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。

3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分がある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。

4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。

5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。

6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。

7 死傷 死傷者を生じたとき(9に該当する場合を除く。)

8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故

9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客(乗降する際の旅客を含む。)を死傷させたとき。

10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故

11 健康起因 第2条第9号に該当する事故

12 救護違反 第2条第10号に該当する事故

13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故

14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故

15 その他 1から14までに該当しないとき。

(7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。

(8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。

ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。

(9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。

(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。

1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物

2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類

3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス

4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物

5 RI 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物

6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物

7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

(11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。

1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可

2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可

3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であつて、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの

(12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。

(13) 「種類」の欄の「口 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。

(14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路(車道と歩道の区別がある場合は、車道)の総幅員とする。

(15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があつた場合とする。

(16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。

(17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者(以下「旅行者等」という。)である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行者等の登録番号を記載すること。

(18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。

(19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。

(20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。

(21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。

(22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。

(23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所(又は受診機関)を具体的に記入すること。

(24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。

(25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。

(26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

安全な運転のための確認表

平成 年 月 日

番号	運転者氏名	疾病	疲労	飲酒	その他理由	運行の安全確保のための指示	確認時間	確認者
1		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
2		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
3		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
4		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
5		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
6		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
7		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
8		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
9		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			
10		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄 (有・無)			

乗務記録

日付	
運転者名	
自動車登録番号	

	会員名	付添人	発地	主な経過地	着地	運送に要した時間及び距離			收受した対価
						開始	終了	乗務距離	
1		人		()		:	:		円
2		人		()		:	:		円
3		人		()		:	:		円
4		人		()		:	:		円
5		人		()		:	:		円
6		人		()		:	:		円
7		人		()		:	:		円
8		人		()		:	:		円
9		人		()		:	:		円
10		人		()		:	:		円
11		人		()		:	:		円
12		人		()		:	:		円
13		人		()		:	:		円
計		人							円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無（セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等）

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪 問 介 護 員 等 の 資 格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等（規則第51条の16第2項）

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印



作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

事故の原因

再発防止対策

苦 情 処 理 簿

事務所名	
受 付 者	

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

参考様式

自家用乗用自動車等の日常点検基準

平成 年 月 日

車両番号

点検実施者名

点 検 箇 所	点 検 内 容	チェック
1 ブレーキ	1 ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること 2 ブレーキの液量が適当であること 3 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること 2 亀裂及び損傷がないこと 3 異常な摩擦がないこと 4 溝の深さが十分であること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 バッテリ	液量が適当であること	<input type="checkbox"/>
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること 2 エンジンオイルの量が適当であること 3 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと 4 低速及び加速の状態が適当であること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	<input type="checkbox"/>
6 ウインドウォッシャー及びワイパー	1 ウインドウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと	<input type="checkbox"/>

※実施団体においては、上記項目を参考に日常点検を実施すること。

参考様式

運行管理マニュアル (例)

【目的】

このマニュアルは、〇〇法人〇〇〇〇が実施する福祉有償運送の運行管理に関する基本的な事項を定め、安全運行の確立を図ることを目的とする。

【組織】

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、次のとおり責任者を定める。

運行管理責任者	〇〇〇〇	(代務者	□□□□)
整備管理責任者	〇〇〇〇	(代務者	□□□□)
事故対応責任者	〇〇〇〇	(代務者	□□□□)
苦情処理責任者	〇〇〇〇	(代務者	□□□□)

【運転者】

- (1) 運転者は、会員として登録をしている者で、次の点を考慮して十分な能力及び経験を有している者とする。
 - ① 運転歴〇年以上の者でかつ〇〇歳以下の者であること。
 - ② 過去2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
 - ③ 普通第二種免許を受けている者。
 - ④ 普通第一種免許を受けており、国土交通大臣が認定する講習を修了している者。
- (2) セダン車両を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、運転者は(1)に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える者であるか、又は同様の要件を備えた者が同乗する。
 - ① 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第42条第1項の介護福祉士の登録を受けていること。
 - ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
 - ③ ②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

【運行管理業務】

運行管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 運転者要件の順守
 - ① 十日町市運営協議会運営指針に定めた運転者要件を備えない者に使用車両を運転させない。
 - ② 運転者に対し規則第51条の16第2項の規定により適性診断を受けさせる。
- (2) 安全な運転のための確認等
 - ① 運行管理責任者は、安全運転を確保するために、運転者に対し、運行の開始前および運行の終了後に、原則対面により疾病、疲労、飲酒その他理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を行う。対面での確認が困難である場合には電話により必要な確認、指示を行う。
 - ② 安全な運転のための確認表は運転者ごとに記録し、1年間保存する。

(3) 乗務記録

- ① 運転者は、運行終了後速やかに乗務記録を運行管理責任者に報告する。
- ② 乗務記録は運転者ごとに記録し、1年間保存する。

(4) 運転者台帳及び運転者証

- ① 運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許の種別等、交通事故等道路交通法違反に係る履歴、安全運転に係る講習等の受講歴、その他必要事項を記入した運転者台帳を作成し、運転免許証の写し(講習等の受講者にあつては、当該講習等の修了証を含む。)を添付したうえで、これを事務所に備えて置く。
- ② 運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを2年間保存する。
- ③ 運転者を乗務させるときは、規則で定めた事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを利用会員に見やすいように表示し、又は当該自動車内に掲示する。

(5) 事故記録

使用車両に係る事故が発生した場合には、事故の記録を作成し、その記録を事務所において2年間保存する。

(6) 研修及び指導監督

運転者に対し、計画的に安全運転研修等を実施し、整備管理責任者等と協力をして運行の安全確保に努めるとともに、運転者に対して安全運転を遂行するよう指導監督する。

【整備管理業務】

整備管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 日常点検

自動車の安全運行を確保するため、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を自ら実施する。やむを得ない場合には、乗務する運転者自らが責任を持って実施する。

(2) 定期点検整備

自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るために定期点検整備計画を立てて確実に点検を実施する。

(3) 点検整備記録の保存管理

点検整備の実施結果は、適切に管理保存する。

【事故に関する対応】

事故対応責任者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

運転者に対して車両運行中に万一事故が発生した場合の対応事項について、次のとおり周知徹底を図る。

- ① 事故の続発を防ぐための処置を講じる。
- ② 死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③ 警察署等に報告し、指示を受ける。
- ④ 事故対応責任者に緊急連絡をして指示を受ける。

(2) 事故発生時の対応

運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり措置を講じる。

- ① 直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示する。
- ② 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査する。
- ③ できる限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- ④ 人身事故(搭乗者を含む)及び重大な物損事故等については、速やかに十日町市及び新潟県に連絡する。
- ⑤ 自動車事故報告規則に基づく報告を行う。
- ⑥ 把握した事故の状況等を記録し、2年間保存する。

【苦情に関する対応】

苦情処理責任者は、利用会員等からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、苦情処理簿に記録するとともに、次のとおり措置を講じる。なお、苦情処理簿は、整理して1年間保存する。

- ① 苦情の内容を調査し、改善に向けた対応を図る。
- ② 改善に向けた解決策を検討し、必要に応じてその結果を利用会員等に回答する。
- ③ 制度に関わる苦情及び他の実施主体にも影響のある苦情等については、上記書面により速やかに十日町市に報告する。